

平成26年12月定例会 経済文教委員会委員長報告

5番 西沢 利一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております経済文教委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、商工観光部関係の指定管理者の指定に関する議案について申し上げます。

指定管理者制度は、民間活力を導入し、施設運営における経費削減や市民サービスの向上が期待され、指定管理者の選定に当たっては、公平性の観点から、これまでの実績、予定される自主事業、収支の内容などを考慮して行われているところであります。

その結果として、今回指定を予定している指定管理者の中には、市外の事業者が指定管理者となっているものも見受けられます。

委員会では、地域の観光資源を活用して、地域が一体となって地域の活性化に取り組むためには、指定管理者には、地域に密着した事業者等が選定されることが必要であるとの意見が出されました。

については、指定管理者の選定を含めた今後の観光施設の在り方について、地域住民との話し合いなどを通じて、可能な限りやる気と熱意のある地域住民と地域に密着した事業者等の意向が生かされ、地域の活性化が図られるよう要望いたしました。

次に、議案第 151号 長野市芸術館の指定管理者の指定について申し上げます。

指定管理者の提案内容には、予定される自主事業として、各施設の連携やアウトリーチ事業の展開が盛り込まれております。

教育委員会では、新市民会館運営管理基本計画において、芸術館の役割の一つとして「つなぐ」役割を位置付けており、芸術館を文化芸術の拠点施設として確立させつつ、各施設との連携を図っていくこととしております。

委員会では、芸術館とともに、市内の篠ノ井市民会館、松代文化ホール、若里市民文化ホール、東部文化ホールなどの各施設について、総合的に企画を行う必要があるとの意見や、併せて各施設の所管の在り方も含め検討する必要があるとの意見も出されました。

については、今後、更なる文化芸術の振興を図るため、各施設の特性を生かしながら施設間の連携を強化するとともに、各施設の所管の在り方についても検討するよう要望いたしました。

次に、教育委員会の所管事項について申し上げます。

11月22日に発生した長野県神城断層地震により、鬼無里小・中学校、長野図書館、鬼無里ふるさと資料館など、教育委員会所管の施設についても被害がありました。特に鬼無里中学校では、校舎は軽微な修繕を行うことにより、被災前の状態に復旧することができるものの、体育館は耐震性能を確保した恒久的な対策を講じなければ使用することができない状況であり、校庭や敷地内にも地割れを確認しております。

教育委員会では、現在地中状況調査としてレーダー探査や定点測量を行うとともに、今後地質調査としてボーリング調査を行う予定であるなど、安全確認のための調査を進めております。

鬼無里中学校の生徒は、被災当初から安全性が確認できるまで、応急的に鬼無里小学校の特別教室を利用して授業を受けるなどの対応により、不便な点はあるものの、ほぼ通常どおりの学校生活を送っているとのこととあります。

については、鬼無里小・中学校の安全な学習環境を確保し、児童・生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるよう、学校施設の改修など必要な対策を早期に講じるよう要望いたしました。

また、長野図書館、鬼無里ふるさと資料館などについても、市民等の利用にできるだけ支障のないよう、必要な対策を早期に講じるよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

継続審査中の請願第9号 労働者保護ルールの後退を招く改定の見直しを求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「限定正社員制度は、その店舗のために正社員として雇用するもので、不採算を理由に店舗を閉鎖する際には、他の店舗に移ってもらうのではなく、正社員なのにもいつでも解雇できてしまうというもので、不安定な雇用を増やすような制度は進められるべきではないので、採択すべきだ。」、「さきの国会で労働者派遣法の改正案が廃案になったが、それは解散総選挙になったから廃案になったというのではなく、今の雇用情勢から、この改正案は認められないという世論も非常に大きく、結局は廃案に追い込まれたと言わざるを得ない。限定正社員制度もホワイトカラー・エグゼンプションも、総体として労働者の労働条件を守っていくという観点からは逆行しており、2年間のアベノミクスの結果を見ても、非正規労働者が増加している状況なので、この請願を採択して、国に意見書を提出すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「中小企業にとっては、雇用の在り方というのは非常に重要なことで、そもそも雇用契約というのは使用者と労働者の間で結ばれるものである。労働者派遣法の改正については、法案自体がさきの国会で廃案になっており、請願内容が現状に合っていないので、採択すべきではない。」、「限定正社員制度やホワイトカラー・エグゼンプションについては、マイナス面ばかりが取り上げられているが、これらは働き方の一つであり、働く側の選択肢の一つであると言える。また、請願にある雇用・労働政策の議論は労働政策審議会で行われるべきという点については、労働政策審議会の労働条件分科会で審議が進められ、請願内容の一部が既に実施されている。請願が提出された時期とは状況が違ってきているので、この請願については、不採択としたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。